

お客様各位

日本航空株式会社

リチウムイオン電池及びリチウム金属電池の航空輸送規則の変更について

拝啓

時下、益々清祥のこととお喜び申し上げます。平素より JALCARGO に格段のご高配を賜り、誠に有難うございます。

さて、ICAO 技術指針(TI2013-2014 年版)の改定に伴い、航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示が改正され、2013 年 1 月 1 日に施行されます。また既に発行されている IATA 危険物規則書第 54 版(DGR)においても、その規則改正に沿った取扱いが記載されております。

つきましては、弊社における取扱いといたしまして、下記の通りとさせていただきますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 変更日 2013 年 1 月 1 日(月)受託分より

2. 変更内容

添付 1「リチウムイオンまたはリチウムポリマーのセル及び組電池の取り扱い一覧表(UN3480,UN3481)」および添付 3「リチウム金属またはリチウム合金のセル及び組電池の取り扱い一覧表(UN3090,UN3091)」を参照願います。特に、包装基準 965 および 968 は、Section II の制限が変更になり Section I B と Section II へ変更になっております。
※詳細につきましては、危険物規則書に基づき対応願います。

3. Section IB 輸送時の注意点

(1)貨物運送状への記載事項(書類要件)

添付 1 および添付 3 の Section IB 欄を参照願います。なお、弊社においては貨物運送状への記載事項(書類要件)について、危険物申告書の代用も可としております。(危険物申告書の記載方法については、添付 2 および添付 4 の危険物申告書記載例をご参照ください。)

※Section I B については、危険物申告書をご利用になられた場合であっても、危険物申告書に係る手数料は申し受けません。

(2)ラベルおよびマーキング

分類 9 の危険物ラベルに加えリチウム電池取扱いラベルの貼付が必要になり、また、DGR 第 7 章の要件に従った危険物としてのマーキングが必要になります。

(3)ULD 単位(BUP)での搬入

お客様によって ULD へ積み付けられた場合、当該 ULD を受託することはできません。

添付 1:「リチウムイオン又はリチウムポリマーのセル又は組電池の取り扱い一覧表(UN3480,UN3481)」

添付 2:「危険物申告書記載例(Section I B に該当するリチウムイオン電池(UN3480,UN3481))」

添付 3:「リチウム金属又はリチウム合金のセル又は組電池の取り扱い一覧表(UN3090,UN3091)」

添付 4:「危険物申告書記載例(Section I B に該当するリチウム金属電池(UN3090,UN3091))」

以上